

## 狩猟税

この税は、狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録を受けるときに課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられる税金です。

### ■納める人

狩猟者の登録を受ける人



### ■納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割額を納める人	16,500円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人(注)	11,000円
網猟・わな猟	県民税の所得割額を納める人	8,200円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人(注)	5,500円
第二種銃猟(空気銃)	—	5,500円

(注) 県民税の所得割額を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人及び県民税の所得割額を納めなくてもよい人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人を除く。)は、軽減されません。

### ■特例措置 ※特例措置を受けるためには、申告が必要です。

#### (1)対象鳥獣捕獲員に対する課税免除

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)」に基づき、県内市町村から任命された対象鳥獣捕獲員が狩猟者登録をする場合は、狩猟税が課税されません(令和11年3月31日までの登録に限る。)

#### (2)認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」に基づき、鹿児島県の区域で捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者(従事者証の交付を受けた人)が狩猟者登録をする場合は、狩猟税が課税されません(平成27年5月29日から令和11年3月31日までの登録に限る。)

#### (3)鳥獣保護管理法の許可捕獲に従事した人に対する軽減

狩猟者の登録を受ける人が、登録申請をする日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて捕獲等を行った場合は、狩猟税の税率が2分の1に軽減されます(令和11年3月31日までの登録に限る。)

ただし、前年度にこの軽減措置を受けていた場合は、申請前1年以内で、かつ前年度の登録申請書を提出した日から今回の登録申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等を行った場合が軽減対象です。

### ■申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに、申告書に狩猟税証紙を貼って納めます。